

北九州市週休2日促進工事（建築関係）実施要領

（趣旨）

第1条 本要領は、建設業における担い手の確保・育成を図るための労働環境改善の取り組みとして、北九州市が発注する市営住宅工事及び営繕工事（新築、改修、解体工事に伴う全ての工事）における週休2日を促進するために必要な事項を定めるものである。

（対象工事）

第2条 対象工事は、全ての市営住宅工事及び営繕工事とする。ただし、以下の条件に該当する工事は対象外とすることができる。

- （1）緊急工事
- （2）災害復旧工事
- （3）作業日に関して特別な制約がある工事
- （4）その他、現場での作業が28日未満で完了するなど週休2日の取り組みに適さない工事や、特別な事情等で週休2日の取り組みが困難な工事

（週休2日の考え方（用語の定義））

第3条 「現場閉所」による週休2日の考え方は、各号に定めるところによる。

（1）休日

平日並びに土曜・日曜・祝日に係らず、現場閉所を行った日とする。

なお、準備期間や後片付け期間など、仮設物がなく現場閉所の確認ができない期間における休日については、受注者が休日として設定した週2日程度の日とする。

（2）週休2日

原則として、1週間当たり休日を2日確保し現場を閉所することをいう。

①月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

②通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（3）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、1日を通して現場における作業（現場事務所での作業を含む）が無く、閉所された状態をいう。

なお、分離発注の場合、各発注工事単位で1日を通して現場における作業（現場事務所での作業を含む）が無い状態を含む。

（4）対象期間

契約工期日数（契約締結の翌日から完成届にて受注者が完成とした現在日まで）とする。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの実施等で現場が継続して閉所状態となる期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（5）4週8休以上

①月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所日数の割合（以下「現場

閉所率」という。)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%(8日/28日)に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。また、対象期間始期、終期等で対象期間が7日間に満たない月は、達成判断の対象外とする。

②通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所率が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。

なお、①、②ともに、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2 「交替制」による週休2日の考え方は、各号に定めるところによる。

(1) 休日

現場代理人、技術者及び技能労働者(以下「技術者等」という。)が巡回パトロールや保守点検等を除き、各々1日を通して現場における作業(現場事務所での作業を含む)が無い状態をいう。

(2) 交替制による週休2日

原則として、技術者等が交替しながら、1週間当たり休日を2日以上確保することをいう。

① 月単位の交替制による週休2日とは、対象期間において、技術者等が交替しながら全ての月で4週8休以上の休日の確保を行ったと認められる状態をいう。

②通期の交替制による週休2日とは、対象期間において、技術者等が交替しながら4週8休以上の休日の確保を行ったと認められる状態をいう。

(3) 対象となる技術者等

施工体制台帳に記載されている受注者(元請)及び受注者が直接契約する者(一次下請け)で、対象期間において現場での作業が休日を含み連続して28日以上ある技術者等を対象とする。なお、非常勤(臨時)等で作業する者は対象としない。

(4) 対象期間

契約工期日数(契約締結の翌日から完成届にて受注者が完成とした現在日まで)とする。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの実施等で現場が継続して閉所状態となる期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間については、対象期間内に現場に従事した技術者等それぞれが休日確保できていればよい。

(5) 4週8休以上

①月単位の交替制による4週8休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに、対象となる技術者等の「休日数の割合」の最小値(以下「休日率」という。)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。また、対象期間始期、終期等で対象期間が7日間に満たない月は、達成判断の対象外とする。

②通期の交替制による4週8休以上とは、対象期間内の休日率が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。

なお、①、②ともに、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、休日数に含めるものとする。

(適正な工期の確保)

第4条 工期の設定については、週休2日並びに不稼働日（天候事情、作業制約、年末年始及び夏季休暇等による作業不能日）を考慮した期間とする。なお、「週休2日促進工事」を実施しない場合であっても、それを理由として工期の変更は行わない。

(発注方式)

第5条 発注方式は、発注者指定型（発注者が原則として月単位の週休2日に取り組むことを指定する方式）とする。なお、週休2日は「現場閉所」を原則とするが、休日作業が必要となる工事や連続施工せざるを得ない工事等で現場閉所が困難であると判断した場合は、受注者の申告により「交替制」によることができる。

(工事の流れ)

第6条 「現場閉所」による発注から実施までの流れは以下のとおりとする。

- (1) 発注者は、促進対象工事を発注するにあたり、現場説明書への記載により対象工事である旨を明示する。
- (2) 受注者は、「週休2日促進工事」を実施する場合、速やかに「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」を監督員に提出し、現場閉所の計画や工程内容等について監督員の確認を受けるものとする。なお、分離発注工事の「実施工程表」は、受注者間で調整し、工事の進捗に影響が出ない「現場閉所予定日」を記載したものとする。
- (3) 受注者は、「週休2日促進工事」である旨を既存の工事表示板へ追記する。

【記載例】

〇〇〇〇工事	
週休2日促進工事	
■ 期間	令和〇年 〇月 〇日～ 令和〇年 〇月 〇日
■ 施工	〇〇〇〇株式会社 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
■ 監理	北九州市〇〇〇〇 〇〇部 〇〇課 〇〇〇-〇〇〇〇
ご迷惑をおかけしていますが、みなさまのご理解とご協力をよろしくお願いします。	

- (4) 受注者は、工程計画の見直し等が生じた場合には、適宜「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」を修正し、監督員の確認を受けるものとする。なお、分離発注工事の「実施工程表」は、その都度、受注者間で調整したものとする。
- (5) 受注者は、休日や作業日を変更する場合、原則として前日までに監督員に申し出るものとする。
- (6) 受注者は、現場閉所予定日に作業を行う場合、原則として年末年始及び夏季休暇を除く前後14日以内に振替を確保するものとする。

- (7) 受注者は、工事日報等に「現場閉所日」を記載し、監督員の求めに応じて状況が提示できるようにしておく。
- (8) 監督員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された工事日報等により、定期的に対象期間内の現場閉所日数（現場閉所率）を確認する。
- (9) 監督員は、現場閉所の前日などに、現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。
- (10) 受注者並びに監督員は、「週休2日促進工事」の実施にあたって、既存の書類の活用に努めるなど、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意する。
- (11) 受注者並びに監督員は、一つの工事現場において、仕上工事や設備工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（別途発注工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- (12) 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。
- (13) 受注者は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、現場閉所の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

2 「交替制」による発注から実施までの流れは以下のとおりとする。

- (1) 発注者は、促進対象工事を発注するにあたり、現場説明書への記載により対象工事である旨を明示する。
- (2) 受注者は、交替制を希望する場合、監督員と、現場代理人の休日取得について現場運営に支障がなく発注者との連絡体制が確保されることの協議を行う。
- (3) 受注者は、「週休2日促進工事（交替制）」である旨を既存の工事表示板へ追記する。

【記載例】

〇〇〇〇工事	
週休2日促進工事（交替制）	
■ 期間	令和〇年 〇月 〇日～ 令和〇年 〇月 〇日
■ 施工	〇〇〇〇株式会社 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
■ 監理	北九州市〇〇〇〇 〇〇部 〇〇課 〇〇〇-〇〇〇〇
ご迷惑をおかけしていますが、みなさまのご理解とご協力をよろしくお願いします。	

- (4) 受注者は、「休日取得実績報告書」に休日数を記載し、監督員の求めに応じて状況が提示できるようにしておく。
- (5) 監督員は、受注者が作成する「休日取得実績報告書」により、月ごとに対象期間内の休日確保の状況（休日率）を確認する。

- (6) 受注者並びに監督員は、「週休2日促進工事」の実施にあたって、既存の書類の活用に努めるなど、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意する。
- (7) 受注者並びに監督員は、一つの工事現場において、仕上工事や設備工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（別途発注工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- (8) 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。
- (9) 受注者は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、統括安全衛生責任者が休日となる場合の体制について必要な調整を行う。

（工期の延期）

第7条 受注者の責によらない事由により工期内に工事の完了ができないと想定される場合は、受発注者間の協議のうえ、工期の延期並びに週休2日の継続ができるものとする。

（現場閉所率等の確認方法等）

第8条 現場閉所による現場閉所率は、以下の式により求めることとする。

なお、暴風雨、猛暑、積雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

① 月単位の場合

$$\text{「現場閉所率」} = \frac{\text{月単位内の現場閉所日数}}{\text{月単位の日数}}$$

② 通期の場合

$$\text{「現場閉所率」} = \frac{\text{対象期間内の現場閉所日数}}{\text{対象期間日数}}$$

2 交替制による休日率は、以下の式により求めることとする。

なお、暴風雨、猛暑、積雪等による予定外の休日についても休日数に含める。

① 月単位の場合

「技術者等の月単位の日数」のうち、対象期間始期、終期の月の工期外の日数、第3条第2項（4）なお書きの期間（年末年始等）は月単位の日数に含めない。

$$\text{「休日数の割合」} = \frac{\text{技術者等の月単位の休日数}}{\text{技術者等の月単位の日数}}$$

② 通期の場合

「技術者等の対象期間内の総日数（月単位の日数の合計）」のうち、対象期間始期、終期の月の工期外の日数、技術者等单位で全く作業がない月の日数及び第3条第2項（4）なお書きの期間（年末年始等）は総日数に含めない。

$$\text{「休日数の割合」} = \frac{\text{技術者等の対象期間内の休日数}}{\text{技術者等の対象期間内の総日数（月単位の日数の合計）}}$$

「休日率」 = 対象となる技術者等の「休日数の割合」の最小値

（工事費の補正）

第9条 工事費の補正については以下のとおりとする。

- （1）工事費の補正は、以下の①、②の現場閉所率又は休日率（以下「現場閉所率等」という。）に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

① 月単位の4週8休以上（現場閉所率等が28.5%（8日/28日）以上）

「補正係数」= 1.04

② 通期の4週8休以上（現場閉所率等が28.5%（8日/28日）以上）

「補正係数」= 1.02

（2）積算及び変更方法

月単位の4週8休以上を前提に、（1）①により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所率等の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は、補正係数を（1）②に変更し、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

（工事成績評定）

第10条 工事成績評定については、別途定める「北九州市請負工事成績評定要領」によるものとする。

（実施証明書）

第11条 週休2日の達成が確認できた場合、発注者は完成を確認した後に、週休2日実施証明書を発行するものとする。ただし、受注者から発行の申し出が無い場合はこの限りではない。

（その他）

第12条 この要領に定めのない事項については、受発注者の協議のうえ決定するものとする。

2 軽微な工事（伝票工事）については、別途「北九州市週休2日促進工事（建築関係）【軽微な工事】の運用手順」の定めによる。

(附則)

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

(附則)

この要領は、令和２年１０月１日から施行する。

(附則)

この要領は、令和２年１２月１日から施行する。

(附則)

この要領は、令和３年１０月１日から施行する。

(附則)

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

(附則)

この要領は、令和４年１０月１日から施行する。

(附則)

この要領は、令和５年１０月１日から施行する。

(附則)

この要領は、令和６年４月１日から施行する。（施行日以降起工分から適用）

(附則)

この要領は、令和７年４月１日から施行する。（令和７年４月単価採用分から適用）